

議案第 80 号

川崎市市税条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市市税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 22 年 5 月 31 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市市税条例の一部を改正する条例

川崎市市税条例（昭和 25 年川崎市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「同項第 1 号の 2」を「同項第 2 号」に、「同項第 1 号の 3」を「同項第 3 号」に、「、同項第 2 号の均等割額の算定期間又は同項第 3 号」を「又は同項第 4 号」に改める。

第 23 条の 4 第 2 項中「、同条第 5 項の規定によって申告納付するものにあつては解散（合併による解散を除く。）の日現在」を削る。

第 75 条中「3, 298 円」を「4, 618 円」に改める。

附則第 11 項中「1, 564 円」を「2, 190 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

（法人の市民税に関する経過措置）

2 改正後の条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に解散（合併

による解散を除く。以下同じ。)が行われる場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に解散が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

3 施行日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

4 施行日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを施行日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第73条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを施行日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を施行日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ(次号に掲げる製造たばこを除く。) 1,000本につき

1, 320円

(2) 新条例附則第11項に規定する紙巻たばこ 1, 000本につき626円

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号）別記第2号様式による申告書を施行日から起算して1月以内に市長に提出し、及び平成23年3月31日までにその申告した税額を納付しなければならない。

参考資料

制 定 要 旨

地方税法の一部改正に伴い、市たばこ税の税率に関する規定及び法人の市民税に関する規定について所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。